

改正 2007年7月1日  
2015年2月26日

2008年3月3日

(対象)

第1条 本学リエゾンオフィスにおいて研究奨励の目的で受入れる奨学寄付（研究助成、研究奨励等名称の如何を問わない）（以下奨学寄付という）の取扱いについてはこの要綱の定めるところによる。

(条件)

第2条 奨学寄付の目的ならびに条件が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究活動の発展に寄与すると認められる場合に限り受入れるものとする。但し、次の各号に該当する条件がふさげられている場合は、受入れることができない。

- (1) 研究の結果得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄付者に譲渡又は使用させること等、寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 使用した寄付の経理について、寄付者が会計検査を行うこと。
- (3) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲渡すること。
- (4) その他、本学として奨学寄付金の受入れ条件として適切でないと判断するもの

(申請)

第3条 寄付を申請しようとする者は、所定の「奨学寄付金寄付申込書」にもとづき、リエゾンオフィス所長（以下所長という）を経由して学長に申し出るものとする。

(通知)

第4条 学長が奨学寄付の受入れを認めたときは、所長はただちに寄付者に対してこれを通知しなければならない。

(納入)

第5条 奨学寄付の受入れが決定したときは、寄付者は速やかに奨学寄付金を同志社大学に納入するものとする。

- 2 一旦納入した寄付金は原則として、これを返還しない。

(改廃)

第6条 本要綱の改廃は、研究主任会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。